

# 介護保険制度の改正案の主な内容について

## ①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

### サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

\*介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進  
 \*介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

### 重点化・効率化

①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- \*段階的に移行(～29年度)
- \*介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない
- \*見直しより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

\*要介護1・2でも認知機能低下など一定の要件があれば入所可能

## ②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

### 低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- \*保険料見直し：第5期5,000円程度→2025年度8,200円程度
- \*軽減例：年金収入80万円以下：5割軽減→7割軽減(H29年4月以降予定)に拡大
- \*軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

### 重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ  
 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦346万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外  
 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外  
 ・給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案(H28年6月以降予定)

○このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

# 介護保険制度改正事項等の武蔵野市の実施時期

## 介護保険制度の改正事項等

## 武蔵野市の実施時期

### 地域包括ケアシステムの構築

#### 地域支援事業(市町村事業)の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

平成27年4月～

平成27年4月～

平成27年4月～

平成27年4月～

#### 重点化・効率化

- ①特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)
- ②新総合事業(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化)

平成27年4月～

平成27年10月～

### 費用負担の公平化

#### 低所得者の保険料軽減を拡充

- ①保険料所得段階の見直し(武蔵野市の場合、現行15段階制→新18段階制)
- ②公費による保険料軽減の強化(現行の第1段階・第2段階保険料)
- ③消費税8%→10%に伴う公費による保険料軽減の拡大(現行の第3段階・第4段階保険料)

平成27年4月～

平成27年4月に遡及

平成29年4月～

#### 重点化・効率化

- ①保険料の改定(武蔵野市第6期基準額5,160円→5,960円)
- ②合計所得金額160万円以上所得者の利用者負担2割導入
- ③低所得者の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産を勘案(預貯金等・配偶者所得の勘案)
- ④高額介護サービス費の見直し(後期高齢者医療との整合性)

平成27年4月～

平成27年8月～

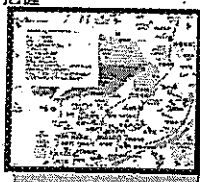
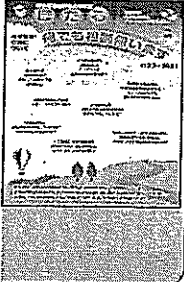
平成27年8月～

平成27年8月～

## 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を都市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

### ○事業項目と取組例

<p><b>(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化</li> <li>◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査</li> <li>◆ 結果を関係者間で共有</li> </ul> 	<p><b>(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報共有の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援</li> <li>◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用</li> </ul>	<p><b>(キ) 地域住民への普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催</li> <li>◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発</li> <li>◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等</li> </ul> 
<p><b>(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討</li> </ul>	<p><b>(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援</b> ＜在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。</li> </ul>	<p><b>(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討</li> <li>例) 二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議等</li> </ul>
<p><b>(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進</li> </ul>	<p><b>(カ) 在宅医療・介護関係者の研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得</li> <li>◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等</li> </ul>	

## 武蔵野市における在宅医療・介護連携推進事業の取組み方針

在宅医療・介護連携推進事業の事業項目	武蔵野市の取組み方針
<b>ア</b> 地域医療・介護サービス資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護サービスマップの作成</li> <li>・武蔵野市医師会作成の医療機関総合案内の活用</li> <li>・武蔵野赤十字病院作成のリハビリ資源マップの活用</li> <li>・武蔵野市介護サービス事業者リストの活用</li> </ul>
<b>イ</b> 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携のための全市的組織「在宅支援連絡会」を「在宅医療・介護連携推進協議会」へ改組</li> </ul>
<b>ウ</b> 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用によるチーム在宅医療体制・チームケアの推進</li> <li>・訪問看護ステーションとケアマネジャーとの連携強化のための訪問看護ステーションへの補助金の新設</li> </ul>
<b>エ</b> 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳卒中地域連携パス、もの忘れ相談シート等の活用</li> <li>・退院時支援の課題抽出、退院時カンファレンスの実施率向上</li> </ul>
<b>オ</b> 在宅医療・介護連携に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市医師会と市の協議により、平成27年4月に武蔵野市医師会に「在宅医療・介護連携支援室」を設置</li> </ul>
<b>カ</b> 在宅医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別ケース検討会、テーマ別研修会、地域ケア会議の活用</li> <li>・多職種合同研修会、全体研修会の活用</li> </ul>
<b>キ</b> 地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり事業団による情報提供・普及啓発</li> <li>・講演会・シンポジウム等の実施</li> </ul>
<b>ク</b> 二次医療圏内・関係市区町村の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都多摩府中保健所等との連携による圏域のネットワーク強化</li> </ul>